

点検結果報告書（第2期・平成26年度実績版）（案）に関する意見について

1 意見について

- (1) 点検結果報告書（第2期・平成26年度実績版）（案）に関する意見照会への回答として出された意見
- (2) 平成27年度中に開催した施策調査専門委員会及び県民会議の場で出された意見

＜意見欄の表記＞ ○：意見照会（1回目） ●：意見照会（2回目） ◇：施策調査専門委員会 □：県民会議

2 対応案について

意見の内容に応じて、点検結果報告書の総括等に記載するなどの対応案について以下のとおり区分した。

- 【総括本文】** 委員からの意見の主旨に沿って総括本文に記載、又は総括本文を修正、加除した。
- 【個別意見】** 委員からの意見の主旨に沿って総括本文を修正、加除することは困難であるので、県民会議委員の意見として別欄に記載した。
- 【報告書反映】** 報告書の表記の仕方等に関するものとして報告書に反映した。
- 【その他】** 点検結果報告書に記載する以外の方法で対応した。

3 意見別対応案一覧

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
1 水源の森林 づくり事業 の推進	1	(水源林の確保・整備) ○ 行政の行う使命（公助）の第一義とは、自助の促進である。水源環境税もどこかでは、公助のあるべき姿に立ち戻る準備を始めなければならない。国が義務教育を行い県が高等教育を行うように、荒廃する森林をなんとかしたいなら、なんとかしようとする意欲のある人材や地域を発掘し、育てるしかない。県は、20年の計画で県民に問題をなんとかすると約束しているのだから、20年の計画が終了した段階で、自律的に森林経営を担う後継者が育成されると共に、後継者を育てる仕組みが整備されていなければならない。現在のように一般競争入札を続けていて、果たしてそれは実現するだろうかという議論が盛んに行われるべき時期に来ているが、県の中でも県民会議でも、行われたことが一度もない。県から言われるがままに木を伐っているだけの伐採業では、林業技術や収益力の向上にも自ずと限度があり、林業と呼ぶことはできない。現状に留まれば、神奈川県から林業や森林経営という言葉は死語になる。	坂井	個別意見 (P1-10) ※上記のほか、 施策について の基本的な説 明を追加 (P0-13)
	2	○ 森林が荒廃に至った原因についての議論は不十分である。「外国から安い材が入ってきて売れなくなった」ことは原因でなく、現象に過ぎない。その時点で国産材の相場は今よりも高かったが、一斉に切り尽して売る材がなくなっていた産地と、周囲に惑わされず材不足の時こそその恩恵にあづかった産地の明暗が分かれたはずだ。戦後植えた木は、高度経済成長の需要期に間に合わなかったかもしれないが、だからと言つて山から仕事がなくなったわけではない。国は昭和26年以降、戦後一貫して伐りすぎの山を守るために、炭や薪を化石燃料に、建築の基礎や構造を鉄やコンクリートに置き換えることを勧めてきたが、その過程において輸入材の加工・流通の機構が発達する一方で、国内産地の加工・流通の連携は失われてきた。農村から都会へ若者が働きに行くようになったのは、2次・3次産業を育成する國の方針であり、同時期に国	坂井	個別意見 (P1-11) ※施策の説明を 追加(P0-13)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
1 水源の森林づくり事業の推進(つづき)	3	<p>は、森林鉄道の一連の廃止など、林業政策の急激な転換も行った。そのような状況は、昭和39年の材木の取引自由化よりも前のことである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な森林は、林業会社のような事業体とその従業員のような、フルタイムの人材だけで維持することはできない。徳川家康が江戸に幕府を開くにあたり多摩川の両岸を穀倉地帯にするべく開削を進めた二ヶ領用水では、世田谷・六郷の二ヶ領と、稻毛・川崎の二ヶ領の工事を半月交代で行わせた。それは農民が田畠を心配して仕事が手に付かなくなることがないようにする配慮とともに、治水技術の習得や農業収入以外の副収入をつくることで、地域に新たな技術や産業を育成する賢明な采配であった。今でも地方には、大規模な工場をつくるのではなく、地域ごとに農閑期に働けて農業所得に上乗せできるような仕組みを取り入れ、農業の後継者が生まれやすいように配慮し、地域の産業の多様性を実現している企業はたくさんある。元々農村は、半農半林で生きてきた。限られた森林からどうしたら利益が出るか、子どもの教育費を出すか、頭を使い計画的に経営してきた。県が借り上げ、業者に伐らせるだけの単純なやり方では、そこから細かく収益を上げるノウハウは生まれず、後継者も出ない。今の神奈川県の森林施策を見ている若者は、森林に将来の夢を描くことができない。今の一般競争入札のやり方では、地域の自立的な判断力や裁量を奪い、後継者の芽も摘んでいる。 	坂井	個別意見(P1-10) ※施策の説明を追加(P0-13)
	4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広葉樹林の受光伐や、作業道の計画も、その土地に根ざした林業者でなければ進めることはできない。広葉樹林の手入れの手引きが改定されたことには意義もあると思うが（県民会議委員には未開示）、その森林に関わる時間が20年契約のごく一時期に限られるために、羹に懲りてなますを吹く例えのように、及び腰になっている。今の手引きに従って若い木だけを伐ることは、森林の少子高齢化を促進するだけで、世代交代が起こらない。地域に根ざしてしまった山を訪れていれば、風で倒れそうな伐るべき古木も見逃さない。古木を切れば一枚物のよい材が取れる。古木の切り株からは新芽が吹いて、植林などしなくとも、山の力で次の若木は生まれてくる。将来の地域を支える若い芽を育てようとするならば、作業道の指針や、道を入れない場所の指定など、基本的な決まりごとを整備する必要がある。 	坂井	個別意見(P1-9)
	5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一次産業の再生は、まさに経営者の発掘と育成である。農村では万屋1軒でも、農家でも、全員が経営者であるが、都市部に流出したかつての若者は経営者としての教育を受けていないので後継者たり得ない。企業や役所など組織の手垢のつく前の孫世代の若者を最初から経営者として育てる方が悪い癖がついていないだけに、ぐらつかないよい後継者に育つことは全国各地で立証されている。 	坂井	個別意見(P1-10) ※施策の説明を追加(P0-13)
	6	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税の導入の経緯が、都市部の需要を守るためにあったとしても、森林の価値を水源涵養機能こそ上位であるかのような情報発信は慎むべきである。森林整備をすれば、森林からの蒸散量は一時的であっても減るが、森林と材木の価値は上がる。また一次産業では、良好な環境がなければ次世代に渡すことができないのであるから、一次産業が健全であることは、税金を投入することなく良好な環境を維持する上で最も有効なのである。 	坂井	個別意見(P1-11) ※施策の説明を追加(P0-13)
	7	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県が20年の契約で所有者を借り上げ仕組みは、森林と所有者の距離は離れるばかりで、将来に何も残さない。家庭に例えるならば、お金だけ与えてコンビニの弁当を買って勝手に食べて寝ろという親、会話もなく互いの心はすっかり離れている。人間の信頼関係とは、わずかな変化も見逃さず、いて欲しいと思うときにいてやるとこから始まる。子どもが望むことは、他の子どもより多くお金をもらうことではなく、家族と食事を共にし、会話を通じて信頼関係を確認することではないのか。地代も払ってあげている、と思っているかもしれないが、県は子どもの教育や自立する機会を与え、公助にしかできないことに徹し、その後の進む道は自ら選ばせるしかない。医学部に入れとか〇〇会社に入れとかいうように、水源涵養だ、作業道はつくるなどか、広葉樹は最低限しか伐るなどか、口うるさく指図ばかりしていると、最後には親の言うことを聞かない放蕩息子や自暴自棄の娘ができる。今私たちは、子どもの成長を支援する両親となれるか、家庭崩壊に向かうかどうかの岐路に立っている。 	坂井	個別意見(P1-10) ※施策の説明を追加(P0-13)

事業名	整理№	意 見	委員名	対応案
1 水源の森林づくり事業の推進(つづき)	8	○ 平成25年度から導入された整備手法では、広葉樹の手入れを最小限にすることになっているが、委員にはいまだに手引きが公開されておらず、議論も行えない。県民は、県の努力や試行錯誤をいかに有効に生かすかを期待しているのであるから、情報を隠匿し議論を行わせない現状を看過しない。今後は、地域ごとの方針や、効果が有った受光伐の事例、失敗事例などを、全員で議論する場を設けるべきである。	坂井	個別意見(P1-9)
	9	○ 神奈川県は平成19年からの超過課税導入以来、本格的に森林の公的管理の道を進んできたが、その後超過課税を導入したどの県も、森林組合の活性化、森林所有者からの一時的なバトンタッチ、高標高の往復するのも大変な森林の支援など、それなりの条件を付けた上で助成をしているのであって、無条件に20年もの間借り上げる公的管理なんていう、金のかかる選択をした県は他にない。つまり神奈川県は、7年を経過したこの時点においても、いまだに日本一金のかかるやり方以外の方法を続けることができていない。	坂井	個別意見(P1-10) ※施策の説明を追加(P0-13)
	10	○ 神奈川県は人口も金額も他県とは桁が違い、どの県も真似のしようもないが、対症療法的に伐るだけで、林業を尊重しないやり方には多方面からの批判もある。施策の見直しに当たっては、全国各地で展開されている様々なやり方を研究し、神奈川県のよいところと弱いところをあらためて確認すると共に、後から始めた県の良い点を学ぶことが大切である。	坂井	個別意見(P1-11) ※施策の説明を追加(P0-13)
	11	○ (2)に入れられている下記の内容について また、現在は対象地域に含まれていない南足柄市内でもシカの目撃情報が増え、生息数が確実に増加しており、丹沢大山地域における状況も踏まえ、早急な対策が必要である。 →丹沢大山の保全・再生対策に入っていますが、この部分は(1)へ入れた方が良いと思う。 シカ対策として(2)へ入れられたと思うが、丹沢・大山ではない地域での水源の森林づくりの新たな課題として、(1)へ入れる方が理解し易いです。森林がシカの影響を受けているので、シカ対策も水源の森林の整備の一環と捉えれば問題ないと思う。 なお、この内容は是非報告書の中に残して欲しいものと思っている。	滝澤	総括本文(P1-9)
	12	◇ 水源の森林づくりを一括りにするよりは、その中で人工林の部分と自然林の部分を整備手法も含めて分けて書いた方が良いと思う。	中村	個別意見(P1-9)
	13	◇ (自然林の担当者と人工林の担当者とを)一緒にすることは必ずしも悪いことではなくて、分けてしまうと行政の中で自然林の担当者と人工林の担当者との間で目的も説明も違うということで棲み分けし、互いに交流せずに仕事を進めれば良いとなる。これが一体となっているので、いろいろな連携も結構高いレベルにあるのではないかと思う。	鈴木	個別意見(P1-9)
	14	◇ 丹沢の自然林の下層植生の回復状況について説明があったが、その対策をどうするのかが抜けている。標高の低い人工林内の下層植生の回復よりも、こちらの回復の方が大事ではないかと思う。	中村	個別意見(P1-9)
	15	◇ アオコ発生の元であるダムに入ってくる栄養塩の量は、森林を整備して減る量は微々たるもので、基本的には生活排水が一番主なものである。そうするとダムの水を改善する、飲料水を改善する目的からするとそれ程寄与はしない。そうではなくて、飲料水のレベルよりももつと質の高い水を供給出来るところにターゲットが置かれているという形で考えないと、森林整備で良くなる水質の量はわずかである。	淺枝	個別意見(P1-10)
	16	◇ 広葉樹林で丹沢の下層植生が少ないままだというのは、現在の丹沢のシカ等の事情の厳しさを示しているとの読み方が基本的には出来て、努力をしても外力が現状は厳しいとの見方もあり得ると思う。	鈴木	個別意見(P1-10)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
1 水源の森林 づくり事業 の推進 (つづき)	17	(かながわ森林塾) ○ 森林塾における女性の参加は平成24年度からであるが、ひとりも定着していない（男性がやめる率は低い）。最低限女性が相談できる女性職員の配置が不可欠であるが、それもなく、選考や研修などの過程に問題があるか、森林塾運営委員会における検証は不十分である。また、現場には無理難題を言う指導者がおり、その人からのパワーハラスメントに原因があるのではないかとも伝え聞いている。厳しい指導とは、お互いの間に信頼関係があるから成立するものであって、県が募集した受講者に対して何を言ってもいい訳ではない。受講者の出来が悪いのは指導力の不足であって、それを受講者にぶつけているのだとしたら、そういう指導者を見逃している森林塾の運営体制も見直されなければならない。	坂井	個別意見 (P1-11)
	18	○ 林業における女性の視点や、現場における女性の存在は不可欠であり、男性の中ではトイレひとつとっても大変な女性の士気向上に配慮すると共に、現場の人間関係やセクハラ対策には、細心の注意を払わなければならない。	坂井	個別意見 (P1-11)
	19	○ 森林塾は、最盛期に必要な400人の労働力の目標を、平成29年度以降は毎年311人と試算しているが、林業会社はこれまでの卒業生の受け入れによって、すでに若い世代への交代が完了し、これ以上の常用労働力を受け入れる余力はない。林業会社の経営は、何も対策をしていなければ、水源環境保全税の終了と同時に維持できなくなることは明らかで、県の仕事に合わせて卒業生を採用することは社会的にも無責任と映る。今後は税の終了に向けて、森林経営者の技術向上や、自伐型（副業型）の若手人材の育成に方向を変えていく必要がある。	坂井	個別意見 (P1-11)
	20	○ また本来林業は時間の制約を受けにくいことが魅力であり、都市部の不安定な雇用に振り回されている今の若者達には、継続的に仕事がある副業としての林業は見直されている。雇用・労働力・常用（フルタイム）という今の森林塾の形態は、そのよさを打ち消しており、それが他県に意欲ある人材が流出する原因ともなっている。超過課税がなくなった後に求められる人材は、被用者ではなく、森ともう一つのフィールドを行き来する経営者であり、それが県からの仕事が減った後も卒業生が活躍できる条件である。森林塾も、こうした若い世代に対応し、土日集中型の設置などを検討する段階に来ている。	坂井	個別意見 (P1-11)
	21	○ 県内の林業会社と森林組合の約8割にはホームページがなく、林業のフェイスブックも1つしか存在しない。そこではたらく若者が、季節折々の山の姿や、工務店・消費者に向けて地域材の魅力を発信することで、全国に多くのファンと、林業の最新の情報を獲得している。川上と川下、横の関係を結ぶ上で広く情報を得ることは欠かせないし、卒業後に課題にぶつかった時に、彼らを救うことになる。森林塾は、彼らが生きていく上で必要な技術を身につけられる場であって欲しい。	坂井	個別意見 (P1-11)
	22	○ どこにどんな材の需要があるかがわかるＩＣＴの遅れは、材価の低迷の一因でもある。森林塾では、情報の取り方、読み方、材価の主導の仕方なども教えていかなければ、ただ伐るだけの伐採業の従業員、農業では禁止されている、小作人の量産になってしまう。	坂井	個別意見 (P1-11)
	23	○ 林業の副収入となる畠の免許の取得機会は、森林塾にも設けるべきである。折角山へ行って、木を伐ってくるだけでは生産性が低い。一度山へ入ったら、そこにはいろいろやるべきことがあり、それがこなせるのが本当のプロである。	坂井	個別意見 (P1-11)
	24	○ 森林塾開講中に起きた重大事故にからは、丹沢という脆い山で生きていく以上、事故の危険はつきものであることを前提とし、常に仕事のあり方を見直す謙虚さを学んで欲しい。	坂井	個別意見 (P1-11)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
1 水源の森林づくり事業の推進(つづき)	25	(その他) <ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業の目的と県の役割は、整備の手が入らない森林が増えすぎた状態を緊急避難的に県が管理しながら（公的管理）、県が管理しなくてもいい状態に移行させることであって、県の管理を継続していくことを前提とするものではない。第2期も後半に入り、それぞれの地域の森林を責任を持って管理する主体を決めていかないと、20年に1度、1週間か10日でいなくなる進め方では、集中豪雨などの自然災害にも備えられない。水源地域に森林を引き継ぐ者をいかに育てるかは、山を強くする最短の道である。 	坂井	個別意見(P1-10) ※施策の説明を追加(P0-13)
2 丹沢大山の保全・再生対策	26	(中高標高域でのシカ捕獲及び生息環境調査の実施) <ul style="list-style-type: none"> ○ 大雪によって多くの樹木や鹿に被害が出た際、山梨県森林総合研究所では、即座にホームページで県下で起きている鹿の事故や異変の情報提供を呼びかけ、それを地図上に示して発表し、研究成果とするなど、目覚ましい成果を挙げていた。一方でわが県の誇るワイルドライフレンジャー5名は、高標高域の生息情報の収集など目覚ましい成果を挙げている一方で、一年契約という身分であって、山梨県のような思い切った動きをすることはできなかった。職場の中での身分の違いは、こういう重要な場面での機動力にその差が出てくることから、契約や雇用のあり方は、すぐにでも見直す必要があると言わざるを得ない。 	坂井	総括本文(P2-8)
	27	○● 県が、危険を伴う職務であるワイルドライフレンジャーを、一年契約とすることは、専門職の非正規雇用拡大に他ならず、平成25年度に実施した事業モニターでは大多数の委員がその処遇に問題有りとしているにも関わらずその改善が検討されず、また会議でも施策調査専門委員会でもその問題を取り上げられておらず、事業モニター意見は放置されたままである。同様に1年ごとの一般競争入札についても、同一の仕事に対しては同一の賃金をもって報いるという社会の大原則からも外れることを意味しており、それが県が行わせる仕事であれば尚のこと、許されることではない。県が、危険を伴う職務であるワイルドライフレンジャーを、一般競争入札、一年契約でよしとすることは、社会の良識に照らして、許されることではない。	坂井	総括本文(P2-8)
	28	(ブナ林等の調査研究) <ul style="list-style-type: none"> ● 現在検討されているブナ林の立ち枯れ対策は、ブナハバチを捕獲し、薬物を投与する以外の方法が見つかっていないが、そんな手間も金もかかる方法を永久に続けることは不可能である。まずその事実を謙虚に受け止め、立ち枯れの原因を外部にばかり求めるのではなく、人間が病気になった時と同じように、枯れた木そのものをよく調べて原因と対策を検討し、木が本来持つ自然治癒力や体力を減退させている原因そのものを取り除く技術を開発した方が、永遠に薬物を使用し続けるよりも副作用がなく、木の体力を奪わなくてすむし、経費も安く上がるのではないかだろうか。どんな薬物であっても体にとっては異物であり、必ず副作用があり、長く使えば木の体に負担をかけ続けることになる。そういうことを常に考えていかないと、枯れかかっている木を更に弱らせてしまうことなると思う。 	坂井	個別意見(P2-8)
3 溪畔林整備事業	29	○ 溪畔林整備の手引き作成の経緯が県民会議に報告されたことはない。点検結果報告書以前の問題であろう。	坂井	その他
4 間伐材の搬出促進	30	○ 連合会が事業者と協定を締結して搬出時期の平準化に取り組んだことも、平成27年に原木市場を拡張し、受け入れ態勢を強化することも、県民会議で説明されたことはなく、点検結果報告書以前の問題である。また、夏場の搬入が少ないから搬出時期を平準化させると言うが、林業における収穫は秋冬であり、木が成長している最中の真夏に伐採を行うことは、材と産地としての評価を維持する上でも、むしろ不自然なことである。	坂井	個別意見(P4-5)
	31	○ 水源環境税の導入に至った大きな理由が、森林に後継者がいないことと、材価が安くて林業が単独では成立しないことであったなら、県には、材価を安定させ、他の職業との両立が可能な業態を創造するために、全力で挑む責任がある。	坂井	個別意見(P4-6)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
4 間伐材の搬出促進(つづき)	32	○● 材の評価が、柱がとれる、節が少ない、A材B材C材という画一的な評価は、建築や日用品市場の価値観から20年以上古い感覚である。神奈川県では、虫が入っただけで材がチップにされてしまう現状はあまりにも努力が足りないし、森林経営が不健全になっても当然と言わなければならぬ。何十年に一度、一生に一度のお買い物に勝負をかけるような単一思考の商売で、材価を安定させることは不可能である。また一生に一度のお買い物に、他の産地ではなく神奈川県産にしてもらうことがよいかという説明は、どれも山側の都合を押し付けているだけで、購買意欲に適切に働きかけるだけの説得力は見られない。アンケートを実施してみればすぐにわかる事だが、柱がとれる材がいい材だと答える人は少数派であり、殆どの人は、身近に置きたい地域の木の製品は、日用品や家具だと回答するはずで、県は購買層への働きかけ方は、完全に時代錯誤である。	坂井	個別意見(P4-5)
	33	○ 地域材は、その地域の気候に応じた調湿効果や健康効果があり、また世代を越えた繋ぎや社会貢献というかけがえのない付加価値を持っている。こうした木を求める人を探し、住宅資材を販売することはプロダクトアウトであるが、住宅資材ではなく、顧客層の嗜好を把握し、最初は家具や日用品などから入って嗜好を把握した上で住宅資材の需要に繋ごうとすればそれはマーケットインである。このプロダクトアウトとマーケットインという二つの考え方両方を理解していなければ、柱がとれない材の価値を見出してもそれをお金に代えるノウハウも、その流通経路を開拓する技術も生まれない。一生に一度あるかどうかのお買い物である住宅市場の競争は激しく、そのワンチャンスに、それまで全く馴染みのない品物が偶然に顧客から選ばれるなどということはありえない。材価安定の実現とは、こうした過程を一つ一つ獲得した先に起こる必然である。	坂井	個別意見(P4-5)
	34	○ 市場の姿を歪めてきたのは、県の呪縛である。水源という言葉が、市場を県内に限定してきた。山を川上とし、製材所を川中とし、消費地を川下とする言葉は、昔の木の流通市場を表す用語であるが、今は途中にダムがあり、流通の中心は自動車道である。そうすると、相模原の川中は山梨県、川下は中央自動車道の先の新宿。丹沢の川下は東名高速の先の青葉、麻生、世田谷へ目黒一帯ということになり、営業対象は、その地域で活動する工務店や設計事務所、木工業者や作家ということになる。一般会計で行われるこれらの事業の焦点がずれているために材価は低迷し、平成25年度までの2年間で、材価は2割も暴落したが、平成26年度も、依然として更なる低落傾向が続いている。この状況において、一般会計よりも多額である水源環境保全税を使って、原木市場を拡大し、搬出助成を行っても、更なる材価の下落を招くだけであり、先人が植えてくださった山を、一番安い価格で叩き売ることを押し付けていることにしかならない。丹沢山地の姿は、遠く埼玉県と栃木県の県境からも、富士の裾野にかかる青い襟飾りのようなその姿を眺められる。小田急線や京王線を利用して、多くの都民が丹沢大山を訪れ、ファンもたくさん獲得している。東京という日本一大消費地に最も近い林業地という最も恵まれた場所にありながら、その優位性も生かせず、結果が出ないのを市場のせいにしていては、消費者から愛想を尽かされても仕方がない。	坂井	個別意見(P4-5)
	35	○ 丹沢の東側の山は傷んでいる。小田急線・京王線沿線に住む都民や、都内の学校に通う学生さんなど、多くの方が丹沢を訪れ、列をなして山を歩く様は、山歩き銀座であり、山は傷むがお金は落ちない、山の利用としては最悪である。折角東京から来てくださった方々にはもっとさまざまなメッセージが必要である。傷んだ山への理解と森林整備への協力を求め、そのためには丹沢大山の材を使った住宅リフォームが最大の貢献となること、地域の文化や生活を知つてその地域のファンとして長く支援をする方法があることなどを伝えていくためにも、産公学民が連携した発信などの手段を拡げなければならない。	坂井	個別意見(P4-6)
	36	○ 県が想定している材の出口は、柱と合板であり、全国規模で産地間競争が激しい上に、相場の影響をもろに受ける。大手に市場を奪われ続け散る街場の工務店や設計事務所が求めているのは、ハウスメーカーとの決定的な差別化であり、顧客に産地・銘柄・人柄を提案するために必要な情報である。日本人であれば誰でも、自分が食べている米の産地や銘柄を知っているし、ちょっとの手間で生産者情報まで辿ることもできる。神奈川県の材木では、こうしたトレーサビリティの意義も無視され、認証材との差別化も不明であり、他の産地や都内の業者から見	坂井	個別意見(P4-6)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
4 間伐材の搬出促進(つづき)	37	<p>たら、売る気がないと思われても仕方がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 架線集材技術の復活させたいのであれば、まず作業道をつくるまでの指針が必要である。作業道を入れるべきでないところもあるだろうが、それはそれとして定めておけばよいことであって、道もない所では、架線集材は行えない。特に丹沢の西側は、林道の整備が遅れているだけでなく、一般会計の財源不足によって通行止めになったところが復旧しないために林業も再開できないという不公平な状況が放置されている。また地域で自伐を志す人には、少ない投資で気軽に参入できる道もあることを伝え、研修の機会を与えて、誰でも架線集材に取り組める状況をつくることが、将来の森林の担い手をつくる早道である。 	坂井	個別意見(P4-5)
5 地域水源林整備の支援	38	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は市町村に対して、人的な支援を行い、森林の整備計画や、作業道の指針づくりなどへの協力に向けて、職員の技量向上を図り、広い視野と信念を備えた指導者の育成を図らなければならない。 	坂井	個別意見(P5-8)
6 河川・水路における自然浄化対策の推進	39	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年度に作られた「生態系に配慮した河川・水路等の整備指針」は、市町村の担当者にも地域の住民にもわかりやすく、官民が一体となって地域の誇りを取り戻し、地域の身近なところで共に美しい故郷をつくることに参加しやすくしている。 	坂井	個別意見(P6-9)
	40	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他県の事例からも、そこに生き物が増え、作物がよく実るなど、その成果が誰の目にもわかるようになれば、観光にも学習にも力が入る。地域文化の活性化と共にその後の付加価値も期待できる事業である。 	坂井	個別意見(P6-9)
	41	<ul style="list-style-type: none"> □ モニタリング調査結果の工事をした箇所の水質で、BODが良くなった所もあれば悪くなった所もあるのを見ると、短い期間だけで追いかけていくのは難しい。モニタリングはどれ位の期間継続したら良いのかということも書いておかないと、ここだけ見ると悪くなっているのではないかと短期的には受け取られるものもあるので、モニタリングの仕方というのも課題と言えるのではと思う。 	中門	個別意見(P6-9)
	42	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成26年度のモニターで大多数の委員が改善を求めた、寄地区内で排出先が県の管理する川か松田町が管理する川かに分かれているために 一體的な対策を妨げている問題は、早急に議論の場を設ける必要がある。 	坂井	個別意見(P6-9)
7地下水保全対策の推進	43	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地下水の実態を正確に把握できるようにすることで、汚染源の特定・対策や正確な涵養が容易になり、各市町村の助けになっている。温泉地学研究所との連携を通じて市町村の意識向上を期待する。 	坂井	個別意見(P7-5)
8県内ダム集水域公共下水道の整備	44	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道整備は、将来にわたって自治体の財政の負担となる性格の事業であることから、計画の見直しを検討している市町村を支援するメニューとしての、コミュニティプラントへの切り替え助成や、戸別浄化対策に資する新たな技術の開発を急ぐことが期待される。 	坂井	個別意見(P8-4)
9県内ダム集水域合併処理浄化槽の整備	45	<ul style="list-style-type: none"> ○ この事業の目的は、富栄養化したダムの水質改善事業であるから、目指すところは水質であり、高度処理型合併処理浄化槽普及台数であつてはならない。また100%普及させるという目標は、県民に高度処理型を強要し、または他の水質浄化策の選択肢を否定することであるが、これは私有財産への過剰な干渉であり、妥当でない。 	坂井	個別意見(P9-4)
	46	<ul style="list-style-type: none"> ○ 净化槽は、頻繁に買い替えるような品物ではないので、新たに購入する際に助成が使える財源が用意されていればよいのであって、目標を立てて進めるような事業ではない。まして建て間もない新築同様の建物で、既に基準を満たした合併浄化槽が設置されているのに、それをまた高度処理型に付け替えさせるようなことを求めることは厳に慎むべきである。 	坂井	個別意見(P9-4)
	47	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道整備以外の選択肢を高度処理型合併処理型浄化槽と限定して考えることが、他の選択肢の排除につながっており、それが地域ごとに異なる実情の把握や、他県で進められているような多様な手法の開発の遅れにも繋がっている。県には、地域の実情に合わせた手法や技術の開発を支援し、地域に付加価値を高めるための役割を果たすことが求められる。 	坂井	個別意見(P9-4)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
9県内ダム集水域合併処理 浄化槽の整備（つづき）	48	○ この事業のねらいを富栄養化したダム湖の水質改善としている以上、富栄養化したことがない丹沢湖の水質改善に緊急性はなく、上流域を特別対策事業から外すことが妥当である。また丹沢湖を対象とするのであれば、同等の水質水準である宮ヶ瀬湖上流も対象になっていなければ矛盾する。	坂井	個別意見 (P9-5)
	49	○ ダム湖の上流は、高齢化と過疎が進行してきた地域が多く、介護や後継者の問題を抱え老朽住宅に暮らす方々にまで高額な浄化槽に転換させるという目標自体が過大かつ荒唐無稽で、もとより実現不可能である。	坂井	個別意見 (P9-4)
	50	○ 特別対策事業は、遅れている事業の加速化を目的とすべきであり、すでに基準に適合した合併処理浄化槽を設置し、既に社会的責任を既に果たしているダム上流域の事業者・住民に対してまで、今ある設備を廃止させて、下水道料金よりも高額の維持管理費用が発生する最新設備の設置を推進することは、問題である。特に丹沢湖上流（山北町）については、既存不適格も実質的に解消されているのであるから、これ以上の推進には意義を見出せない。	坂井	個別意見 (P9-4)
	51	○ 酒匂川の上流の酒匂川のキャンプ場群の中には、無処理で川に垂れ流し続けているところがある。遅れている事業の加速という観点で考えれば、こちらの改善指導や是正こそ、優先して取り組まれてよいことである。	坂井	個別意見 (P9-5)
	52	○ 取水堰は河口に近いところに置かれていることを考えても、対策地域をダム集水域と限定することに大義はなく、2つの河川全体を見て、過大を抱えている部分に集中して対策が行われるべきである。現実的には中流～下流の方が人口が集中しており、上流域よりも違法状態や既存不適格の箇所も多い。今後は、こうした対策に取り組む意欲の高い自治体の支援を行うことに視点を変えた方がよい。	坂井	個別意見 (P9-5)
	53	○ 県が一社独占状態の製品の設置を義務付けようとするとは問題である。一社独占で、施策大綱がつくられた平成17年以来、価格の努力もなく、性能の向上もなく、維持管理費も高い、完全売り手市場の商品の100%普及を推進することは、高齢世帯を追いつめ、地域経済を冷やし、行政の公平性が問われる。県が最も避けなければならないことは、水源地域における信頼を失うことである。県には、業者ではなく県民の側に立ち、自ら新たな研究を行って県民の生活の質の向上に資するよう資金と人材を分配することが期待されている。	坂井	個別意見 (P9-5)
	54	○ すでに設置に応じてくださった地域の方々の努力に対しては、その地域に看板を設置して詳しい内容を広報するなど、都市住民に水源地域の努力が伝わるように努めることが必要である。	坂井	個別意見 (P9-5)
10相模川水系 上流域対策 の推進	55	○ 山梨県の行う森林整備を支援しているが、山梨県から学ぶことも多いことを忘れてはならない。	坂井	個別意見 (P10-7)
	56	○ 仕事の進め方からより多くを学び合うことが、超過課税を払う両県の県民に報いる成果である。	坂井	個別意見 (P10-7)
11水環境モニタリングの実施	57	○ 対照流域法は、どこの自治体でもできるような調査ではないことから、ホームページでの情報提供が期待されるところであるが、どこにも掲載されていない。また県内と山梨県の各機関が行っている調査情報を集め、誰でも見ることができる仕組みがあれば、神奈川県の状況を客観的に知ることもできるし、地域間の協力の進展も期待できる。	坂井	個別意見 (P11-16)
	58	○ 河川モニタリングにあたっては、河川の連続性や生き物の往来を阻害している魚道のない古い堰堤に魚道を設置し、本来の生物の生息環境を確保する必要がある。	坂井	個別意見 (P11-17)

事業名	整理№	意 見	委員名	対応案
	59	○ 森林モニタリングにあたっては、ダム湖への土砂流入の量や状況を調査し、その発生源と発生原因を特定することが必要である。	坂井	個別意見 (P11-16)
12県民参加による仕組み	60	(事業の点検・評価について) ○ フォーラムやもり・みずカフェではアンケートを実施しているが、そこに書かれた個別意見の分類や分析は行われないままに放置されている。フォーラムに足を運んでくださる県民には、現場をよく知る方もいるし、もり・みずカフェでも専門家が訪れていたこともある。言葉は短くわかりにくいところもあるが、それら中味は、ご意見をお預かりした県民会議の責任において慎重に吟味する必要を感じる。	坂井	個別意見 (P12-8)
	61	○ 7年間、県民の意見集約窓口となるホームページがわかりにくく、点検結果報告書やモニターの結果を探すことも難しい状況にある。基本的な情報を項目ごとに検索できるように改善を始めてはいるものの、平成28年度まで続く5年ごとの見直し作業においても、ホームページを更にわかりやすくする努力が必要である。	坂井	総括本文 (P12-6)
	62	● 事業モニターにおいて大多数の委員から指摘を受けたワイルドライフレンジャーの1年契約という処遇の改善問題。県がその後何か検討した形跡も報告もないし、県民会議でも施策調査専門委員会でも取り上げないとすれば、事業モニターの意義とは何か。同時に県民会議の存在意義も問われている。委員の個別意見に分類されるような種類の問題ではない。	坂井	総括本文 (P2-8)
	63	● 平成26年度のモニターで大多数の委員が改善を求めた、寄地区内で排出先が県の管理する川か松田町が管理する川かに分かれているために 一體的な対策を妨げている問題は、早急に議論の場を設ける必要がある。【再出】	坂井	個別意見 (P6-9)
	64	◇ 成果があったかという表現も、水環境、自然を相手にした事業で5年や10年で成果が出るはずはない。事業の進捗であれば進んだということ、それが成果かというと言葉が違うのではないか。	中村	個別意見 (P12-7)
	65	◇□ 点検結果報告書がますます厚くなっているので、事業モニター結果について、どこまで扱うかということは考えた方が良い。例えば、ホームページ上に個別意見を載せる、点検結果報告書は総括評価したものにする、ということをお考えいただくと良いかと思う。	田中	報告書反映 (P1-15ほか)
	66	(市民事業の支援について) ○ 市民事業団体の経済的自立と最も有効な手段は薪の販売であり、日本製の高性能の薪ボイラーや薪ストーブの普及はその大きな助けになる。架線集材技術や、架線や薪を作る資器材の購入の助成を促進すべきである。	坂井	個別意見 (P12-7)
	67	○ 神奈川県の市民事業を盛んにしようとするなら、下がる一方の材価を安定させる必要がある。今までは、他県へ持つて行った方が高く売れるからと、活動場所を神奈川県から移そうと考える団体も出ているのではないか。	坂井	個別意見 (P12-7)
	68	○ 企業のC S R担当窓口からは、神奈川県は真剣に林業をやる気がなく、魅力がない場所と映っている。企業は、誰と何をすると効率的かを瞬時に見極めており、選ばれるとこと選ばれないところの勝敗ははっきりしている。	坂井	個別意見 (P12-7)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
12 県民参加による仕組み(つづき)	69	○ 浄化対策や森林資源の循環に資する技術の実験等に支援できるようすれば、安くて現地の状況に合った手法の開発に繋がる可能性が高まる。	坂井	個別意見(P12-7)
	70	○ 市民団体も鹿問題への関心は高く、鹿に関する情報提供や、閑免許の取得に道を拓くことも活動の活性化に効果が期待できる。	坂井	個別意見(P12-7)
	71	□ 市民事業支援補助金について、市町村の担当者も加えて横の広がりを持たせる、例えば補助金の審査の中に市町村の担当者を加えるとか、県政総合センターの担当者の意見も交えるなど制度に横の広がりを持たせることを、実際にやってみると良い。また、この補助金を使って特色ある活動が出来たことに対しては、顕彰制度、表彰制度をやってみてはどうか。	北村	個別意見(P12-7)
	72	(県民に対する普及・啓発、情報提供、県民からの意見集約について) ○ 森林や河川の問題を学校で取り上げる機会を増やせないかという議論がある。高校生・専門学校生・大学生をもり・みずカフェに招き、委員と共に県民との対話に参加してもらってみると共に、フォーラムチームが学校の先生向けの講演会や交流の場を提供してはどうか。	坂井	個別意見(P12-7)
	73	○ フォーラムでは、直接事業に関わっている人の講演も有意義であるが、水源環境税や神奈川県を一步引いたところから客観的に見ている人の講演も受け入れる度量や余裕も必要である。	坂井	個別意見(P12-7)
	74	○ 県民は、委員は常に情報を収集し、その中から最新の情報元に意見を言ってくれていると信頼してくれているはずであり、委員には現場での裏付けをとった上で発言する責任があるが、現実には、現場を見る努力が足りない委員がいることも事実である。また同時に、個別の問題を討議し、委員の技量を挙げていく仕組みも不足している。	坂井	個別意見(P12-7)
	75	○ モニターに、森林や河川の当事者（森林所有者や地域住民）も参加してもらうようにしなければ、将来超過課税がなくなった後を引き継ぐべき人材が確保できない。	坂井	個別意見(P12-6)
	76	○ 経済評価にあたっては、次のような説明を示すことで、情緒的に偏重した意見を排除することができる。 1. 事業を実施したことによる経済波及効果と共に県が把握している県内の経済連関を示す情報 2. これまでの事業の成果と弊害・問題点 3. 他県の制度との違いや、自助に対する公助の介入など、他県の制度との違い 4. 超過課税終了と同時に、なくてもやつていける仕組みがどのくらいできているか 5. 超過課税終了後に発生する問題の解決方法 6. 県の実施する事業の具体的な内容 7. 個別意見の活用	坂井	個別意見(P12-7)
13 その他・全般	77	○ 山にはたくさんいい木があるので、税金を使って伐り捨てている。狩猟は獲物を獲るためになく撃つことが目的になっている。木も命も使い捨て。大量消費よりもっとひどい思想である。どう生かすかという議論はいつ始まるのか。こんな森林の現状は、子どもの教育によくないし、若者が入ってくるはずがない。	坂井	個別意見(P12-8) ※施策の説明を追加(P0-13)
	78	○ 水源環境保全税のあり方を見ると、税の名称は「水源地域の森林や河川などの環境保全の税」とした方が正確である。名称を簡略にした結果、森林＝水源といった極端な解釈の余地をつくり、市町村の林務体制の弱体化と同時に、地域社会が林業を軽視するという弊害も起いてい	坂井	個別意見(P12-8)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
13その他・全般(つづき)		る。		※施策の説明を追加(P0-13) 個別意見(P12-7) ※施策の説明を追加(P0-13)
	79	○ 森林に起きており、活動形態や林業のあり方、技術、働き方などの変化を正確に事業に反映するためにも、委員には林業の最新事情に通じた専門家を配置する必要がある。大綱がつくられた平成17年から現在までの約10年間で、技術が進歩すると共に、時代が流れ、大災害を経験して人の意識も変わっており、事業の点検に当たっては、全国で起きており新しい動きを把握し、よく消化したうえで、あらためて神奈川県の進め方を見直すことが求められているからである。	坂井	
	80	○ 都市と水源地域では補完関係にはあるが、地域の構造はまるで違う。都市には多くの利便性もあるが、水源地域には都市では既に失われ、得たくともえられないものがたくさん存在している。都市部では多くが一つの収入源に依存し、その組織の利益のために働くが、地域は元々自営の経営者の集まりであり、同じ人が地域のいくつもの役割を引き受け、そのバランスを維持して暮らすことが普通で、伝統的に地域全体の利益を優先すべしとの理念が引き継がれている。しかし特別対策事業の多くは、金銭で問題を解決しようとする都市部の偏った発想で作られており、水源地域の必要とすることとはかみ合わないものも存在している。施策の点検に当たっては、時代の変化と共に、そうした地域の資源や仕組みの違いに敬意を払い、広く考慮されなければならない。	坂井	個別意見(P12-8) ※施策の説明を追加(P0-13)
	81	○ 県民に約束した時間は20年間であるが、それは最も問題の解決に時間がかかった場合であり、いただいた期間内ですべての問題を解決しておくことは県民との約束である。	坂井	個別意見(P12-8) ※施策の説明を追加(P0-13)
	82	○ 特別対策事業とは急性期の救急処置であり、緊急大手術と薬が投与されている状態である。どんな薬でも大量に投与すれば副作用があり、急性期と同じ量の服用を続ければ有害である。前施策調査専門委員会委員長の言葉にもあるように、地域にも森林にも、そこに元々備わっている自然治癒力に任せる時期が近付いて来ているのであり、今後は、退院して定期に行う生活習慣の見直しや、職場復帰に向けてのリハビリについて整理する段階に入っていく。薬を減らし、自然治癒力を高める生活や、体力づくり、無理をしない働き方をみんなで考えていく事が再発防止に最も有効であるだけでなく、地域の未病対策にもなっているのである。	坂井	個別意見(P12-8) ※施策の説明を追加(P0-13)
	83	◇ 1番事業の総括で言えば、予算がどう消化されたかやどれだけの面積を整備したかについて主に書かれているが、やっとモニタリングもある程度内容がいろいろな所で出てきているので、それも踏まえた書き方が入ると思う。	鈴木	総括本文(P1-9ほか)
	84	□ 県民フォーラムについて、やはり場所をどんどんえていった方が、地域の方が少なくとも参加されて意見が出されるのではないか。	倉橋	総括本文(P12-6)
	85	□ 県のホームページがリニューアルされたのは大変有り難い。ただ、まだ実際に使う段になると、行きたい時にその場所に行けないところがあるので努力を続けていただきたい。	鈴木	総括本文(P12-6)